

平成27年8月18日

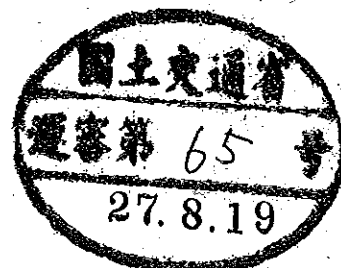
国土交通省運輸審議会 御中

大阪市城東区成育2丁目8番3号
ナショナルタクシー株式会社
代表取締役専務 照屋勝晴



公述申込書

1. 事案番号
平27第5015号
2. 事案の種類
一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定
3. 指定する地域
大阪市域交通圏
4. 公述人
ナショナルタクシー株式会社
代表取締役専務 照屋勝晴 (てるや かつはる)
[REDACTED] (71歳)
〒536-0007
大阪市城東区成育2丁目8番3号
電話番号 (06) 6934-3001
自宅 [REDACTED]
電話番号 [REDACTED]
5. 事案に対する賛否
特定地域の指定に関し賛成します。



平成27年8月18日

国土交通省運輸審議会 御中

大阪市城東区成育2丁目8番3号

ナショナルタクシー株式会社

代表取締役専務 照屋勝晴



公 述 書

私は、大阪市域交通圏においてタクシー事業を経営する者であり、このたびの特定地域の指定に関し、賛成の立場で公述させていただきます。

1. 大阪市域交通圏の現状について

平成14年2月、道路運送法が改正されました。いわゆるタクシーの規制緩和であります。その結果、新規参入や増車により大阪市域交通圏は、街中タクシーで溢れ、客待ちタクシーが交差点や横断歩道上にも見られるようになり、道路の交通の流れを阻害することも発生いたしました。また、運賃について、大阪市域では40種類以上に昇り、燃料の高騰ともあいまって、タクシー事業は混乱状態になりました。平成21年にタクシーの特別措置法により、大阪市域交通圏では、タクシー車両数を20%程度の減車を行いました。依然として供給過剰であります。

供給力の削減をしなければ公共交通機関としての機能を十分発揮できない状態が続いており、供給過剰は大気汚染、燃料の無駄遣いによる地球温暖化、乗客の奪い合いによる危険度の増加、更には労働条件の改善の停滞を考える場合、改正タクシー特措法の適正化、活性化を実施するため、特定地域の指定を頂く必要があります。

2. 大阪タクシー協会が実施した「大阪市域交通圏におけるタクシーに関するアンケート」調査結果について

但し、実施期間は平成27年4月1日から4月24日の間、回答総数257人です。

① タクシーを利用しますか	
・年に数回程度	53%
・月に数回程度	18%
・週に1～2回程度	2%
・利用しない	27%
② 主にどのような場合にタクシーを利用しますか	
・夜間など他の交通機関がない時	52%
・悪天候時	16%
・仕事	9%
・レジャー	7%
・通勤・通学	3%
・買い物	3%
・その他	10%
③ タクシーをどんな方法で利用しますか	
・街中で走行しているタクシーを停めて乗る	35%
・タクシー乗り場から乗る	35%
・道路に停まっているタクシーに乗る	12%
・電話で呼ぶ	17%
・その他	1%
④ タクシーを利用する際に重視する点	
・丁寧な応接	20%
・安全性	20%
・車内の清潔性・快適性	15%
・会社名	9%
・運賃の安さ	8%
・拾いやすさ	6%
・速達性	5%
・特になし	17%
⑤ タクシーのサービス水準	
・非常に良い	2%
・良い	35%
・普通	59%
・悪い	3%
・非常に悪い	1%

- ⑥ ここ数年でのタクシーサービス水準の変化
- ・非常に良くなっている 4%
 - ・良くなっている 47%
 - ・変化を感じない 46%
 - ・悪くなっている 2%
 - ・非常に悪くなっている 1%
- ⑦ タクシー乗車中、事故の危険はあったか
- ・ある 18%
 - ・ない 81%
- ⑧ 運転手の年収が、全産業の半分以下であることについて
- ・知っている 38%
 - ・知らない 62%
- ⑨ 運転手の労働環境をご存知ですか
- ・知っている 60%
 - ・知らない 40%
- ⑩ 全国のタクシー会社の6割以上が赤字経営について
- ・知っている 12%
 - ・知らない 88%
- ⑪ 街中にタクシーが多いと感じるか
- ・非常に多い 9%
 - ・多い 45%
 - ・どちらともいえない 42%
- ⑫ タクシーが法令違反しているところを見かけたことは
- ・頻繁に見かける 13%
 - ・見かけることがある 49%
 - ・見かけない 35%
- ⑬ 普及を望むタクシーサービスなど
- ・観光ガイドタクシー 11%
 - ・スマホアプリでの配車 16%
 - ・子育て支援タクシー 12%
 - ・UDタクシー 4%
 - ・マタニティタクシー 9%
 - ・パイリンガルタクシー 3%
 - ・無回答 45%

3. タクシーに関するアンケート結果の分析について

- ①利用は夜間交通機関のない時に大半が利用されている。続いて、悪天候や仕事・レジャー及び通勤・通学となっていますが、タクシーを利用しますかの問いに利用しないと答えた人が27%は多いように思われる。
- ②利用方法は流し営業のタクシーを利用されており、利用する際は丁寧な応接、安全性、車両の清潔感を重視されており、運賃の安さは8%に過ぎない。大阪市域は流し営業が中心である。
- ③サービス水準は、良い又は普通と感じられており、ここ数年は良くなっていると感じておられる。タクシーの危険は81%がないと思われているが、18%は危険を感じておられるのは改善の必要性を感じます。
- ④運転手の平均年齢や労働環境についても、タクシー会社の赤字体質についてもご存知いただいていないと思われる。
- ⑤利用者は、街中にタクシーが多いと感じておられるし、法違反も見かけるが、観光ガイドタクシー、子育て支援タクシーやUDタクシー等、タクシーに多くの要望が寄せられている。

結論として

利用者は街中でタクシー車両は多いと感じられており、大阪市域交通圏では流し営業のタクシーが中心で、サービス水準も確保されていると思っておられます。そこで、どのタクシーに乗っても、一定のサービス水準をクリアした当たり外れのないタクシーになる必要があります。

また、タクシーに期待されているのはサービスの広がりであり、観光ガイドタクシー、子育て支援タクシー、UDタクシー、スマホアプリでの配車等、タクシーの活性化を希望されています。

大阪のタクシー業界全体は、活性化を図るため必死で各社努力をいたしております。活性化だけで直ちに会社の赤字体質を変えることはできないとしても、積極的に取り組む必要があります。それを実現するために、どうしてもタクシーの適正化も必要であります。

今、大阪におけるタクシー運転者の年間賃金は、厚生労働省の調査によれば294万円と、300万円を切っており、全産業の565万円と大きな格差があり、タクシー運転者の労働条件の改善が求められています。また、タクシーの多くはLPGを燃料としており、元来環境にやさしい乗り物ですが、加えて極端な過当競争を排除し、空車走行を減少させることにより無駄なエネルギー消費を抑えることは、温暖化や大気汚染を防止する一助となります。その他効果的な営業方法への切り替え、空車時に事故が多いと言われているように客の奪い合い

による危険や事故の防止を図っていかなければなりません。

これらの課題を解決し、利用者利便を向上させるためには、タクシー事業の適正化を促進し、供給過剰状態を是正することが重要であります。

大阪市域交通圏のタクシーが公共交通機関としての機能を十分発揮し、交通のサービスが提供でき、将来に向けても健全に機能するよう、特定地域の指定を是非頂き、協議会で適正化について協議できるよう公述いたします。